

特別養護老人ホーム 白鳥の里 短期入所サービス費用

◆ 標準的な入所費用の1日当たりの負担額です。

【介護予防短期入所生活介護】

	要支援1	要支援2
併設型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ)	451 単位 (459円)	561 単位 (571円)
* 連続利用31日目以降から 右記の単位に変わります	442 単位 (450円)	548 単位 (558円)
機能訓練体制加算	12単位(13円)	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位(23円)	
送迎加算	片道184単位(188円) ※該当者のみ	
療養食加算	8単位(9円) ※該当者のみ	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の合計単位数の8.3%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の合計単位数の2.7%		
介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月の合計単位数の1.6%		

【短期入所生活介護】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型 短期入所生活介護費(Ⅱ)	603 単位 (614円)	672 単位 (684円)	745 単位 (758円)	815 単位 (829円)	884 単位 (899円)
* 連続利用61日目以降から 右記の単位に変わります	573 単位 (583円)	642 単位 (653円)	715 単位 (728円)	785 単位 (799円)	854 単位 (869円)
機能訓練体制加算	12単位(13円)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位(23円)				
看護体制加算(Ⅰ)	4単位(4円)				
看護体制加算(Ⅱ)	8単位(9円)				
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位(14円)				
送迎加算	片道184単位(188円) ※該当者のみ				
療養食加算	8単位(9円) ※該当者のみ				
長期利用者減算 (連続利用31日目～60日まで)	▲30単位(▲31円) ※該当者のみ				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の合計単位数の8.3%					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の合計単位数の2.7%					
介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月の合計単位数の1.6%					

※新潟市が7級地に区分されたことから、1単位10.17円となります。

単位数の合計×10.17が介護保険の費用総額となり、そのうちの9割もしくは8割もしくは7割が、介護保険より給付されます。

費用総額から介護保険給付額を引いた額が、ご利用者様の介護保険負担金になります。

※表の()内は、それぞれ項目ごとに計算したご利用者様(1割負担時)の介護保険負担金です。

実際は、単位数の合計のもとに計算されますので、若干の誤差が生じます。ご了承ください。

その他の費用

居住費(多床室)	1日 915円		
食費	朝食 450円	昼食 690円	夕食560円
おやつ代	1日 100円		
電気使用料	持込電気器具使用料として 1日 30円		
散髪代	理容・美容 1回 2,035円		
特別な食事	実費		
日常生活品等	実費		
その他	実費		
交通費	通常の事業実施区域外への送迎を行った際、送迎加算の他に下記料金を負担いただきます。		
	通常の事業実施区域から(片道)	3km未満の区域	1,000円
		3km以上10km未満の区域	2,000円
		10km以上の区域	3,000円

※負担限度額認定証をお持ちの方(介護保険負担限度額認定証で定める額になります。)

利用者負担段階	対象者	居住費	食費
利用者負担第1段階	生活保護を受けている方など	0円	300円
利用者負担第2段階	世帯全員(*1)が 市民税非課税で 預貯金等が 一定以下の方	年金収入等(*2) 80万円以下	430円
利用者負担第3段階①		年金収入等(*2) 80万円超120万円以下	430円
利用者負担第3段階②		年金収入等(*2) 120万円超	430円

*1 別世帯の配偶者や内縁関係の者を含む。

*2 公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額。

< 預貯金等が以下の額を超える場合は軽減の対象外となります >

利用者負担段階	配偶者がいない場合	配偶者(内縁を含む)がいる
第2段階	650万円	夫婦合計で1,650万円
第3段階①	550万円	夫婦合計で1,550万円
第3段階②	500万円	夫婦合計で1,500万円

第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円(配偶者(内縁を含む)がいる場合は夫婦で2,000万円)

※該当せず対象外となった方でも、その後該当となった場合(預貯金等の額が一定額以下になった等)は、その時点で申請すれば軽減の対象となります